

## 第1章 ガイドラインの位置づけ

### 1. 目的

このガイドラインは、「宮城県復興住宅計画」の基本目標を達成するため、県内の災害公営住宅整備の基本的な考え方を示すとともに、地域特性に配慮した取組みを分かりやすく示すものです。これにより、快適で安心できる良好な居住空間を備えた、災害に強いまちづくり宮城モデル<sup>1</sup>としての災害公営住宅の整備を推進します。

#### ■「宮城県復興住宅計画」

「宮城県震災復興計画」に基づき、住宅分野における取組みをまとめ、被災している方々に対して、復興に向けて、快適で安心できる良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を、早期かつ円滑に整備し、今後の生活への展望が持てるように、その道筋となることを目的に策定。

#### 基本理念 再生と持続 ～人・住まい・地域～

『いのちを守る安全安心な住まい』

基本目標 『暮らしを支える住まいづくり』

『地域社会と連携した住宅供給』

#### 災害公営住宅の整備方針

- (1) 少子高齢社会に対応した住まいづくり
- (2) まちづくり計画との連動
- (3) 地域コミュニティの維持を図るための取組み
- (4) 住民の意向や再建に向けた取組みへの配慮
- (5) 地域振興・地域産業に配慮した整備
- (6) 地域特性・地域環境に配慮した整備
- (7) 基本性能の確保と環境負荷の低減
- (8) 先導的モデルの取組み

### 2. 適用の考え方

このガイドラインは宮城県内で整備を行う災害公営住宅を対象とします。

県及び市町村は、このガイドラインの考え方を基本とし、災害公営住宅の整備を推進します。

なお、事業主体である市町村が、地域の実情を踏まえ独自のガイドライン等を定めている場合は、それに基づき整備を進めるものとします。

また、ガイドラインの対象からは外れますが、災害公営住宅以外の復興住宅についても、事業者や住まい手のみなさまが、このガイドラインの趣旨をご理解いただき、良質な住宅を整備されることを期待します。

#### ■ガイドラインの対象範囲

災害公営住宅＝対象範囲

- |                                |
|--------------------------------|
| ①災害公営住宅<br>(直接建設：県・市町村による整備)   |
| ②災害公営住宅<br>(買取り：UR・民間事業者による整備) |
| ③災害公営住宅<br>(借上げ：民間事業者による整備)    |

・自力再建住宅  
・民間賃貸住宅  
等々

復興住宅

<sup>1</sup> 災害に強いまちづくり宮城モデル…宮城県震災復興計画に位置づけられた復興のポイントの一つ。